

教幼保 ー 500
令和4年7月26日

県内就学前教育・保育施設長 様

秋田県教育庁幼保推進課長
(公印省略)

新型コロナウイルス抗原検査キットの配布について（通知）

本県の就学前教育・保育行政の推進については、日頃から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、6月下旬から新規感染者数が全国的に上昇傾向に転じており、今後、人との接触の機会の増加などが予想されることや、オミクロン株の新たな系統への置き換わりが進んでいること等から感染者数が更に増加することも懸念されています。

こうしたことから、県では、昨年度に引き続き、教育・保育施設において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、速やかに感染状況を把握するとともに、濃厚接触者となった職員が自宅等での待機期間中に健康観察を行えるよう、対外診断用医薬品として承認を受けた抗原検査キットを配布することとしました。

については、職員にのどの痛み、発熱、咳、倦怠感など、少しでも気になる症状がみられた場合には、自宅等で速やかに検査を行い、感染拡大の防止に努めるようお願いいたします。

1 配布品

体外診断用医薬品 SARS コロナウイルス抗原キット 1テスト包装用
(GLINE-2019-nCoV Ag キット 株式会社医学生物学研究所製)

2 配布数量

職員1人当たり3テスト分相当

3 配布時期・方法

7月下旬から8月上旬にかけて宅配便にて配送（配布）します。

4 取扱方法等

検査キット付属「取扱説明書」（別添）を参考にして適切な取扱いをしてく

ださい。

5 抗原検査キットの活用等

(1) のどの痛み、発熱、咳、倦怠感など、少しでも感染の疑いがある場合の検査

(2) 職員が濃厚接触者となった場合の待機期間の短縮に資する検査

※ 特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から5日間（6日目解除）とされておりますが、2日目及び3日目の抗原検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除することができることとしております。

なお、待機期間の解除に当たっては、施設長等の判断により行ってください。

6 検査に当たっての留意事項等

(1) 構成試薬は2℃～30℃で保存してください。夏季の気温等も踏まえ、冷暗所に保管するなど適切にお取り扱いください。冷蔵保存を行う場合は、使用する前に室内温度に戻すことが必要です。

(2) 使用期限は18か月です（使用期限は外箱に記載されています）。使用期限を過ぎた試薬は、結果の信頼性を保証できませんので、使用しないでください。

(3) 検査は検体を採取した時点での抗原の存在の有無を判定するものであり、これにより「陽性」又は「陰性」が確定するものではありません。

(4) 検体採取及び取扱いについては、必要なバイオハザード対策をとってください。

(5) 抗原の検出が判定された場合には、必ず速やかに事前の電話によるかかりつけ医への連絡や、あきた新型コロナ受診相談センターへ相談し、その指示にしたがってください。

(6) 抗原の非検出が判定された場合には、体調不良等の症状がなくなるまで一定期間自宅等で待機するなど、健康状態に留意し、のどの痛みや発熱等の症状が現れた場合には必ず速やかに医療機関等へ連絡の上、受診してください。

(7) 検体内のウイルス量が少ない場合には、感染していても結果が陰性となる場合があるため、陰性の場合でも感染予防策の継続を徹底すること等が必要であることに留意をお願いします。

7 その他

(1) 検査を実施した場合は、5日以内に次のURLからウェブ回答フォームへアクセスし、結果等の御報告願います。

《ウェブ回答フォームURL》

https://s-kantan.jp/pref-akita-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=3102

※ 回答フォームの入力手順については、別添リーフレットを御参照ください。

(2) 第2回目以降の配布については、施設や地域の感染状況を踏まえ、今後、県が実施する抗原検査キットの需要調査等により配布します。

担 当 教育庁幼保推進課
調整・企画班

電 話 018(860)5127

E-mail youho@pref.akita.lg.jp